

平成28年5月30日
中国四国管区行政評価局

『瀬戸内海国立公園の保護及び利用に関する行政評価・監視』 通知事項のフォローアップ結果の公表

中国四国管区行政評価局は、瀬戸内海国立公園における公園施設の整備、維持管理の実施状況等について調査し、平成28年3月22日、中国四国地方環境事務所に対して、『現状に即した管理運営計画の変更』や『公園施設の適切な維持管理』、『利用者に対する情報提供の充実』など、必要な改善措置を講じるよう通知したところです。

この度、通知事項に対する措置状況をフォローアップしましたので公表します。



(極楽寺山からの眺望)

瀬戸内海国立公園は、1府10県にまたがる日本一広大な国立公園である。

大小合わせて1,000あまりに及ぶ島々が点在する「多島海景観」を特長としており、年間約4,000万人の利用者が訪れている。



(野呂山からの眺望)

『瀬戸内海国立公園の保護及び利用に関する行政評価・監視』通知事項のフォローアップ結果(概要)

主な調査結果 及び 通知事項 (平成28年3月22日通知)

中国四国地方環境事務所回答要旨 (平成28年5月20日)

現状に即した管理運営計画の変更

- 地方環境事務所長は、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図るため、国立公園管理運営計画を作成。
- 瀬戸内海国立公園のうち、調査対象3県に係る国立公園管理運営計画は4計画（岡山県地域、広島県地域、山口県地域及び関門海峡地域）
- 上記4計画のうち、2計画（広島県地域及び関門海峡地域）は、作成後25年以上、一度も変更されていない
- これら2計画について、現状とそぐわない点あり
 - ① 平成15年4月に開設された大久野島ビジターセンターに係る記載がない。（広島県地域）
 - ② 広告物に関する行為許可について具体的な取扱方針が未記載（関門海峡地域）

- 広島県地域及び関門海峡地域の管理運営計画について、早期に、現状に即した内容に変更すること

- ☑ 現在、広島県及び山口県地域の公園計画の点検作業中（平成28年度内に作業終了予定）であることを考慮し、同点検終了後に広島県地域管理運営計画の変更を行う。関門海峡地域管理運営計画については、九州地方環境事務所と協議しつつ、変更に向けた検討を進める。

公園施設の適切な維持管理

- 調査対象3県内12地区を対象に、公園施設の維持管理状況を調査
 - 公園施設の維持管理が不適切となっているもの（10事例）
- 環境省直轄施設 3 事例、地方公共団体設置の公園施設 6 事例、民間公園事業施設 1 事例

【テントサイトの床が破損し利用できない例】



- 〈環境省直轄施設〉
公園施設の管理のあり方について再検討すること
- 〈地方公共団体設置施設〉
情報等の共有を図ることにより、適正な維持管理の促進について協力するよう一層努めること
など

- ☑ 〈環境省直轄施設〉
施設巡視の目的、頻度、内容等の基本的事項についてまとめた「巡視実施要領（仮称）」を作成し、施設状況の把握に努める。
※ 指摘を受けた3事例については、改善措置を実施（2事例）、今年度中に実施予定（1事例）。
- ☑ 〈地方公共団体設置施設〉
各県担当課が集まる会議等を活用して、情報の共有を図ることにより、適正な維持管理について協力するよう努める。

主な調査結果 及び 通知事項 (平成28年3月22日通知)

中国四国地方環境事務所回答要旨 (平成28年5月20日)

展望地の眺望の確保

- 調査対象3県内12地区を対象に、展望地からの眺望の確保状況を調査
- 周囲の樹木により、展望地からの眺望の確保が不十分となっているもの(10事例)
(環境省直轄施設1事例、地方公共団体設置の公園施設9事例)
- 眺望の確保が不十分な展望地の中には、公園内の誘導標識等で「展望広場」、「展望台」などと表示されているものがあり、眺望を期待して展望地を訪れた利用者の期待を裏切るおそれあり

【展望地からの眺望の確保が不十分となっている例】



- 〈環境省直轄施設〉
樹木の伐採等、眺望の確保に必要な措置をとること
- 〈地方公共団体設置施設〉
情報共有を図り、眺望確保の推進について協力するよう努めること
など

- ☑ 〈環境省直轄施設〉
樹木の伐採に向けた関係法令との調整、伐採予算及び伐採後の管理者の確保に努める。
- ☑ 〈地方公共団体設置施設〉
各県担当課が集まる会議等を通じて、情報共有を図ることにより、眺望の確保の推進について協力するよう努める。
- ☑ 〈樹木の伐採等が困難な場合〉
案内表示、誘導標識等の表示の変更を検討する。地方公共団体設置施設についても、その旨働きかける。

違反行為の予防・発見

- 調査対象3県内12地区を対象に、開発行為等の許可取得の励行状況を調査
- 開発行為等の許可を得ないで工作物等を設置しているもの
- 営業用施設が廃業後も撤去されないで景観を阻害しているもの

- 開発行為等の許可を得ていない工作物の設置等の実態把握に一層留意すること
- 環境省権限に係る無許可行為を把握した場合、行為者の把握に努め、施設撤去等の必要な措置を講ずるよう指導すること
- 景観を阻害する老朽化施設については、関係機関と協力し、当該施設の撤去等に尽力すること
など

- ☑ 巡視等により、無許可工作物の設置等の実態把握に一層努めるとともに、各県担当課が集まる会議等を通じて関係地方公共団体等に対し、無許可行為の実態の把握及び通報についての協力を一層要請する。
- ☑ 無許可行為を把握した場合、行為者の把握に努め、必要な措置を講ずるよう指導する。
- ☑ 景観を阻害する老朽化施設について、関係機関と協力し、施設の撤去等に努める。

標識等の適切な設置・管理等

- 調査対象3県内12地区を対象に、公共標識の設置・管理状況を調査
- 情報内容等が不備・不適切なもの(計16事例)
 - ① 分岐点等の必要な箇所に案内標識がないもの、分かりにくいもの(8事例 環境省設置: 4事例、地方公共団体設置: 1事例、その他: 3事例)
 - ② 内容に誤りがあり、利用者を誤誘導するおそれのあるもの(2事例 環境省設置: 1事例、地方公共団体設置: 1事例)
 - ③ 利用者に対する注意喚起が不足している又は不備があるもの(4事例 環境省設置: 1事例、地方公共団体設置: 3事例)
 - ④ 外国人が多く利用することが想定される地点でありながら、多言語化されていないもの(2事例 環境省設置: 2事例)

- <環境省直轄地>
関係機関と調整の上、利用者の目線に立った案内標識の更新・整備を行うこと
- <地方公共団体設置標識等>
設置方針等を尊重しつつ、情報共有等を図ること
- 外国人旅行者の動向を踏まえ、多言語化の必要性を検討すること

など

- ☑ 環境省直轄地については、再整備計画の立案時を機会に更新・整備を図る。
※ 個別指摘事項のうち応急的に対応可能なものについて改善措置済み(3事例)。
地方公共団体が設置した公共標識等について、公園利用に支障があるものを把握した場合、当該団体への連絡を徹底するとともに、各県担当課が集まる会議等を通じて情報共有を図る。
- ☑ 今後、環境事務所が公共標識等を整備する際には、多言語化を図る。

ビジターセンター等における情報提供の充実等

- 調査対象3県内の瀬戸内海国立公園に設置されているビジターセンターにおける利用者に対する情報提供等の実施状況等を調査
- 展示施設が故障して利用できないもの(1事例)、展示物等の多言語表記が行われていないもの(1事例)

【多言語表記が行われていない例】



- 環境省のビジターセンターについて
- 展示施設を適切に維持管理し、故障が発生した場合は速やかに補修すること
- 外国人の利用状況等を踏まえた多言語表記の取組を行うこと

など

- ☑ 指摘のビジターセンターの展示施設について、再整備の実施設計において故障が発生しにくい施設を検討・選定済み。
- ☑ 指摘のビジターセンターの展示施設について、展示施設再整備(多言語表記予定)までの間に対応可能なものについて多言語化に努める。
※ 一部について、多言語表記実施済み。

通知事項に対する改善措置

通知事項	左に対する改善措置
<p>1 現状に即した管理運営計画の変更</p> <p>中国四国地方環境事務所は、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図る観点から、地域の多様な関係者と国立公園の管理運営のあり方等について認識を共有するため、広島県地域及び関門海峡地域の管理運営計画について、早期に、現状に即した内容に変更する必要がある。</p> <p>2 公園施設の適正な管理、利用の確保</p> <p>(1) 公園施設の適切な維持管理</p> <p>中国四国地方環境事務所は、公園施設の適正な維持管理を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 環境省直轄施設については、当局が指摘した公園施設の維持管理の不備について、速やかに改善を図るとともに、利用者の立場からみて望ましい公園施設の管理のあり方について再検討すること。また、民間公園事業施設については、当局が指摘した事例に係る施設の設置者に対して、速やかに改善を図るよう指導するとともに、関係事業者に対し、管理する公園施設の適正な管理について周知徹底を図ること。</p>	<p>現在、広島県及び山口県地域の公園計画の点検作業中（平成 28 年度内に作業終了予定）であることを考慮し、同点検終了後に広島県地域管理運営計画の変更を行う。また、関門海峡地域管理運営計画についても、九州地方環境事務所と協議しつつ、変更に向けた検討を進める。</p> <p>① 指摘を受けた環境省直轄施設については、改善措置を実施又は実施予定である。</p> <p>環境省直轄施設のうち、直営で維持管理を行っている施設については、巡視の目的、頻度、内容等の基本的事項についてまとめた「巡視実施要領（仮称）」の作成を予定しており、同要領に基づく職員の巡視等により施設状況の把握に努める。維持管理を業者に委託している施設については、引き続き当該業者から施設状況の情報を得られるようにするとともに、施設に不備があった際には速やかに改善を図るよう仕様書に明記することで、その適正な管理に努める。</p> <p>また、指摘を受けた民間公園事業施設については、設置者に対して、速やかに改善を図るよう指導済みであり、今後も関係事業者に対し、管理する公園施設の適正な管理について</p>

通知事項	左に対する改善措置
<p>② 環境省直轄施設のうち、維持管理を委託している施設については、利用者の目線に立った適切な維持管理が行われるよう委託事業者を指導すること。</p> <p>③ 地方公共団体が設置・管理する公園施設については、既存の連絡会議、日常の業務連絡、個別課題対応型協議会及び個別地域対応型協議会等を活用して、管理運営の実態把握、情報の共有、課題認識の共有を図ることにより、適正な維持管理の促進について協力するよう一層努めること。</p> <p>④ 老朽化施設にあつては、自然環境整備交付金の活用について、地方公共団体に対して、一層の働きかけを行うこと。</p>	<p>周知徹底を図る。</p> <p>② 環境省直轄施設のうち、維持管理を委託している施設については、引き続き当該業者から施設状況の情報を得られるようにするとともに、施設に不備があった際には利用者に配慮した措置が速やかに図られるよう仕様書に明記することで、その適正な管理に努める。(再掲)</p> <p>③ 地方公共団体が設置・管理する公園施設については、各県担当課が集まる会議の場や日常の業務連絡、各種協議会等を活用して、管理運営の実態把握、情報の共有、課題認識の共有を図ることにより、適正な維持管理の促進について協力するよう一層努める。なお、指摘を受けた地方公共団体管理施設については、関係する地方公共団体に連絡を行った。</p> <p>④ 自然環境整備交付金について、現時点では各県で活用が開始されており、国立公園内に位置する市町村にも各県を通じて周知をお願いしていること等から、今後は、巡視等により老朽化施設を把握した場合や、市町村から相談を受けた場合に同交付金の活用についての働きかけに努める。</p>
<p>(2) 展望地の眺望の確保</p> <p>中国四国地方環境事務所は、瀬戸内海国立公園の魅力の一つである多島海景観の眺望を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 環境省直轄施設のうち、展望地からの眺望の確保が十分でないものについては、現地の状況に応じ、周囲の樹木の伐採等、眺望の確保に必要な措置をとること。</p>	<p>① 環境省直轄施設のうち、展望地からの眺望の確保が十分でないものについては、樹木の伐採に向けた文化財保護法等関</p>

通知事項	左に対する改善措置
<p>② 地方公共団体設置の公園施設における展望地からの眺望の確保について、既存の連絡会議、日常の業務連絡、個別課題対応型協議会及び個別地域対応型協議会等を通じて、地方公共団体、関係団体等と情報共有、認識の共有を図ることにより、その推進について協力するよう一層努めること。</p> <p>③ 国立公園等民間活用特定自然環境保全事業（グリーンワーカー事業）を活用した通景確保の実施に当たっては、地方公共団体と一層の連携を図ること。</p> <p>④ 今後、眺望確保のための樹木の伐採等が見込めない展望地については、環境省直轄施設にあっては、公園施設の設置・管理者等において、案内表示、誘導標識等の表示の変更を検討すること。地方公共団体設置の公園施設にあっては、連絡会議、日常の業務連絡等を通じて、地方公共団体に対し、表示の変更の検討を働きかけること。</p>	<p>係法令との調整、伐採予算及び伐採後の管理者の確保に引き続き努める。これらの措置に努めた結果、眺望確保のための樹木の伐採が見込めないと最終的に判断された場合は、案内表示、誘導標識等の表示の変更を検討する。</p> <p>② 地方公共団体設置の公園施設における展望地からの眺望の確保について、各県担当課が集まる会議や日常の業務連絡、各種協議会等を通じて、地方公共団体、関係団体等と情報共有、認識の共有を図ることにより、その推進について協力するよう一層努める。なお、指摘を受けた地方公共団体管理施設については、関係する地方公共団体に連絡を行った。</p> <p>③ 国立公園等民間活用特定自然環境保全事業（グリーンワーカー事業）を活用した通景確保の実施に当たっては、地方公共団体との情報共有や連携により維持管理体制の確保等した上で、適切な実施に努める。</p> <p>④ 今後、眺望確保のための樹木の伐採等が見込めない展望地のうち、環境省直轄施設については上記①で回答したとおり。地方公共団体設置の公園施設にあっては、各県担当課が集まる会議や日常の業務連絡等を通じて地方公共団体に対し、今後眺望確保のための樹木の伐採等見込めないと判断した展望地については表示の変更の検討するよう働きかける。</p>
<p>(3) 違反行為の予防・発見のための巡視等の励行 中国四国地方環境事務所は、瀬戸内海国立公園の風致を保護する観点から、次の措置</p>	

通知事項	左に対する改善措置
<p>を講ずる必要がある。</p> <p>① 国立公園の巡視等に当たっては、開発行為等の許可を得ていない工作物の設置等の実態把握に一層留意するとともに、関係地方公共団体や自然公園指導員等に対し、無許可行為と思われる実態の把握及び通報についての協力を一層要請すること。</p> <p>② 環境大臣及び地方環境事務所長権限に係る無許可行為を把握した場合には、行為者の把握に努めるとともに、施設撤去等の必要な措置を講ずるよう指導すること。また、県知事権限に属する無許可行為を把握した場合には、当該県に対し情報提供等を徹底することにより違反行為の是正に協力すること。</p> <p>③ 集団施設地区等の利用者が多数集まる地区において、老朽化し利用されなくなった施設があるため、周辺の風致・景観を著しく阻害している状況がみられる場合、関係機関と協力し、利用者の安全確保を図るとともに、当該施設の撤去等に尽力すること。</p> <p>3 利用者に対する情報提供の充実</p> <p>(1) 標識等の適切な設置・管理等</p>	<p>① 国立公園の巡視等については、巡視の目的、頻度、内容等の基本的事項についてまとめた「巡視実施要領（仮称）」の作成を予定しており、同要領に基づく職員の巡視等により開発行為等の許可を得ていない工作物の設置等の実態把握に一層努めるとともに、各県担当課が集まる会議や日常の業務連絡等を通じて関係地方公共団体等に対し、無許可行為と思われる実態の把握及び通報についての協力を一層要請する。また、自然公園指導員に対して、「自然公園指導員研修」等を活用し、協力を要請する。</p> <p>② 「巡視実施要領（仮称）」に基づく点検の結果、環境大臣及び地方環境事務所長権限に係る無許可行為を把握した場合には、行為者の把握に努めるとともに、施設撤去等の必要な措置を講ずるよう指導する。また、県知事権限に属する無許可行為を把握した場合には、当該県に対し情報提供等を徹底することにより違反行為の是正に協力する。</p> <p>③ 集団施設地区等の利用者が多数集まる地区において、老朽化し利用されなくなった施設があるため、周辺の風致・景観を著しく阻害している状況がみられる場合、関係機関と協力し、利用者の安全確保や当該施設の撤去等に努める。</p>

通知事項	左に対する改善措置
<p>中国四国地方環境事務所は、瀬戸内海国立公園における公共標識等の設置・管理について、利用者の利便性、安全性等を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 環境省直轄地については、当局の指摘事項の計画的な改善を図るとともに、適切な管理がなされるよう関係機関と調整の上、利用者の目線に立った案内標識等の更新・整備を行うこと。また、地方公共団体が設置した公共標識等については、巡視等により利用者の適切な公園利用に支障があるものを把握した場合は、関係機関への連絡を一層徹底させるとともに、当該団体の設置方針等を尊重しつつ、国立公園全体として整合性がとられるよう情報共有、認識共有を図ること。</p> <p>② 今後、国立公園内において公共標識等を整備する際には、外国人旅行者の動向を踏まえ、公共標識等の多言語化の必要性を検討すること。</p> <p>③ なお、地方公共団体が設置するものについては、平成 27 年度から新たに創設された「自然環境整備交付金」制度を様々な機会を捉えて活用することを関係地方公共団体に促すこと。</p> <p>④ 利用の多い施設や資源等について、標識等に掲載された情報に変更等がある場合は、関係団体と協力し、情報の更新等の連絡を速やかに行うこと。</p>	<p>① 環境省直轄地については、一定範囲の再整備計画の立案時を機会と捉えて、更新・整備を図る。貴局の個別指摘事項のうち応急的に対応可能なものについては、適切な誘導等が図れるよう速やかに案内標識等の改善措置を行った。また、地方公共団体が設置した公共標識等については、巡視等により利用者の適切な公園利用に支障があるものを把握した場合は、当該団体への連絡を徹底するとともに、当該団体の設置方針等を尊重しつつ、国立公園全体として整合性がとられるよう、各県担当課が集まる会議や日常の業務連絡等を通じて情報共有、認識共有を図る。なお、指摘を受けた地方公共団体管理施設については、関係する地方公共団体に連絡を行った。</p> <p>② 今後、当所が国立公園内において公共標識等を整備する際には、多言語化を図る。</p> <p>③ 自然環境整備交付金について、現時点では各県で活用が開始されており、国立公園内に位置する市町村にも各県を通じて周知をお願いしていること等から、今後は、巡視等により非多言語化施設を把握した場合や、市町村から相談を受けた場合に同交付金の活用についての働きかけに努める。</p> <p>④ 利用の多い施設や資源等について、標識等に掲載された情報に変更等がある場合は、関係団体と協力し、情報の更新等</p>

通知事項	左に対する改善措置
<p>(2) ビジターセンター等における情報提供の充実等</p> <p>中国四国地方環境事務所は、ビジターセンターの本来の機能の発揮と外国人利用者への配慮、ホームページによる情報提供の適正化及び休憩所における情報提供の促進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 環境省直轄施設のビジターセンターの展示施設の維持管理を適切に行い、万一故障が発生した場合は特段の事情のない限り速やかに補修すること。大久野島ビジターセンターについては、現在計画中の展示施設の改修を進めるなどして、展示施設が利用できるようにすること。</p> <p>② 環境省直轄施設のビジターセンターについて、外国人の利用状況等を踏まえ、多言語表記の取組を行うこと。大久野島ビジターセンターについては、現在計画中の展示施設の改修時等時期を捉えて、平成 27 年 8 月改定版の技術指針や鷺羽山ビジターセンターの取組も参考にして、多言語表記の取組を行うこと。</p> <p>③ 国立公園ホームページの瀬戸内海国立公園の施設案内の掲載内容について、定期的に施設の設置者等に照会する又は利用情報に変更があった場合に設置者等から情報提供を受けるなどして、最新の情報を把握し、その内容を点検、修正する仕組みを構築すること。</p>	<p>の連絡を速やかに行う。</p> <p>① 今回の調査の対象区域で唯一の直轄ビジターセンターである大久野島ビジターセンターの展示施設については、再整備の実施設計において故障が発生しにくい施設を検討・選定済みであり、改修を行うための予算確保に引き続き努める。改修工事後に、万一故障が発生した場合には速やかな補修に努める。</p> <p>② 該当する大久野島ビジターセンターについて、再整備の実施設計において多言語表記を採用済みであり、工事のための予算確保に努める。展示施設再整備までの当面の間に対応可能なものについて優先順位を考慮して表記の多言語化に努める。なお、今回指摘のあった施設の一部については多言語表記を実施済みである。</p> <p>③ 国立公園ホームページの瀬戸内海国立公園の施設案内の掲載内容について、日常の業務連絡等を通じて掲載内容に係る情報変更の把握に努めるとともに、毎年施設の設置者等に照会して、最新の情報を把握し、その内容を点検、修正する仕組みを構築する。</p>

通知事項	左に対する改善措置
<p>④ 環境省直轄施設の休憩所のうち、情報提供設備が設置されているものについては、同設備を有効活用して、自然公園の施設、動植物等の自然環境、適正な公園利用等について、公園利用者に対する情報提供に一層努めること。</p>	<p>④ 今回の調査の対象区域で唯一情報提供設備が設置されている大元休憩所については、環境省主催イベントのポスター掲示や自然公園の施設利用にかかる情報提供を行ったところであり、引き続き、自然公園の施設、動植物等の自然環境、適正な公園利用等について、公園利用者に対する情報提供に一層努める。</p>